

『「ふくしまの酒・加工食品」海外展示会出展事業』委託に関する業務仕様書

1 事業目的

令和5年度に輸入規制が撤廃された EU 圏内において、現地で開催される展示会へ本県ブースを出展することにより、県産酒及び県産加工食品の認知度向上及び販路拡大を図る。

2 委託業務内容

(1) SALON DU SAKE 2024 への出展（対象品目：県産酒）

- ・ 本年9月にパリ（フランス）で開催される「SALON DU SAKE 2024」に福島県ブースを出展すること。なお、出展申込みは甲が行う。
- ・ 出展ブースのサイズは18㎡（3m×6m、5事業者程度）とし、出展費やブース装飾費などの出展に係る費用は全て本事業にて負担すること。なお、出展者は県内の蔵元に公募の上、決定するものとする。
- ・ 出展者の渡航費用を一部負担すること。（上限20万円/1事業者）
- ・ 会期中の商談等に必要な通訳を各日3名程度手配すること。
- ・ 主催者及び出展者との連絡調整を行うほか、商談に必要な資料（商談シート等）を作成すること。
- ・ 展示会で提供する日本酒等については、日本国内の指定場所から展示会場まで輸送（通関含む）するほか、品質管理を徹底のうえ適切に保管すること。
- ・ 出展者へ事後ヒアリングを実施し、商談成約結果等を甲へ報告すること。

(2) SIAL Paris 2024 への出展（対象品目：県産加工食品）

- ・ 本年10月にパリ（フランス）で開催される「SIAL Paris 2024」に福島県ブースを出展すること。なお、出展申込みは甲が行う。
- ・ 出展ブースのサイズは18㎡（3m×3mの2小間、4事業者程度）とし、出展費やブース装飾費などの出展に係る費用は全て本事業にて負担すること。なお、出展者は県内の事業者にも公募の上、決定するものとする。
- ・ 出展者の渡航費用を一部負担すること。（上限20万円/1事業者）
- ・ 会期中の商談等に必要な通訳を各日2名程度手配すること。
- ・ 主催者及び出展者との連絡調整を行うほか、商談に必要な資料（商談シート等）を作成すること。
- ・ 展示会で提供する加工食品については、日本国内の指定場所から展示会場まで輸送（通関含む）するほか、品質管理を徹底のうえ適切に保管すること。
- ・ 出展者へ事後ヒアリングを実施し、商談成約結果等を甲へ報告すること。

3 その他

ア 事業実施に当たり、必要に応じて通訳、現地ガイド、車両を手配すること。

イ 必要な情報機器（携帯電話、無線 LAN ルーター、パソコン等）の手配を行うこと。

ウ 現地においてコーディネーター等を受託者以外の者が実施する場合は、実施体制及びその者の経歴を明らかにすること。

エ その他事業実施に付随する業務が発生した場合、甲と協議の上実施すること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・統括責任者通知書
 - ・実施工程表
 - ・業務実施体制図
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届
 - ・収支決算書
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

5 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

7 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念

上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。